

蒲郡市行政改革委員会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市行政改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、蒲郡市の推進する行政改革に関する進捗状況の把握をし、進捗状況に関して、市長に意見を述べることができる。

2 委員会は、社会情勢等の変化に伴い、「蒲郡市行政改革大綱」の見直しの必要が生じた場合には、市長に意見を述べるすることができる。

(委員会委員の委嘱等)

第3条 委員会委員（以下「委員」という。）は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の組織等)

第4条 委員の定数は、10名以内とし、そのうち1名を委員長とする。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 その他、会議について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画部デジタル行政推進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年2月22日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定に係わらず、当初委員の任期は、平成13年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。